

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に 関する意見等

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク

理事長 市川宏伸

# 日本発達障害ネットワークの概要

- ・ JDDネット (Japan Developmental Disorders network)
- ・ 発達障害者支援法成立時に発足 (2004年) してから19年目、一般社団法人化 (2010年) から13年目
- ・ 事務所：東京都墨田区

## ■主な事業

- ・ 年次大会 (例年12月の障害者週間の時期に実施)
- ・ 研修会、講演会 (加盟職能団体、都道府県ネットワークと協力して開催)
- ・ 調査研究 (障害者総合福祉推進事業などを受託)
- ・ 政策提言、省庁検討会への参加 など

## ■組織

- ・ 理事長 市川宏伸
- ・ 理事 26名 (当事者・家族の会 5人、職能団体・支援者の会 10人、学会・研究会 5人、その他 6人)
- ・ 代議員 25名 (以下の団体代表者等)

全国LD親の会、えじそんくらぶ、日本自閉症協会、アスペ・エルデの会、つみきの会、

日本言語聴覚士会、日本作業療法士協会、日本臨床心理士会、日本精神保健福祉士協会、日本公認心理師協会、

日本学校心理士会、日本臨床発達心理士会、特別支援教育士資格認定協会、全日本自閉症支援者協会、こどもの発達支援を考えるSTの会

日本自閉症スペクトラム学会、日本感覚統合学会、日本LD学会、こども家族早期発達支援学会、TEACCHプログラム研究会

(北海道・東北ブロック) ぶれいん・ゆに〜くす、(関東ブロック) 由慎会、日本トゥレット協会、

(甲信越東海ブロック) アスペの会石川、(近畿ブロック) ピュアコスモ、(中国・四国ブロック) ダンボクラブ

# 報酬改定に関する意見等【概要】

## 1. 強度行動障害者支援における「広域的人材」が活動できる環境整備

- ・ 行動関連項目の点数が高い人の受け入れを行い、適切に対応する事業所への評価の検討（視点2 地域におけるサービス提供体制の確保に関連）
- ・ 広域的支援人材派遣を依頼する側・送り出す側の事業所に対して、何らかの報酬上の手当の検討（視点1 より質の高いサービス提供に関連）

## 2. 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける質の高い家族支援の重要性

- ・ 通称支援事業所に対する専門性の高い家族支援プログラムの普及（視点1 より質の高いサービス提供に関連）
- ・ 事業所内相談支援加算の評価の見直し（視点2 地域におけるサービス提供体制の確保に関連）

## 3. より質の高いサービスを提供していくための人材確保と育成

- ・ 人材確保と育成のための新しい加算の新設（視点1 より質の高いサービス提供に関連 視点2 地域におけるサービス提供体制の確保に関連）

## 4. エビデンスに基づいた支援の提供に対する評価

- ・ 人員配置基準を5:1から4:1 報酬単価の引き上げ（視点1 より質の高いサービス提供に関連）

## 5. 支援の質に対する外部による評価の仕組み

- ・ 外部評価を受けるための仕組みの導入とその補助（視点3 持続可能な制度としていくための対処、視点4 業務の負担軽減）

## 6. ICTの活用した支援への評価

- ・ ICTの導入や維持に対する費用に対する補助 ICTを活用した研修等の事業を国として整備（視点1 より質の高いサービス提供に関連、視点4 業務の負担軽減）

## 7. その他 専門職配置の評価等

## 1. 強度行動障害者支援における「広域的人材」が活動できる環境整備【詳細】

### 背景、論拠

- ・強度行動障害については、激しい行動を示すため(行動関連項目の点数が高い場合など)障害福祉サービスにつながない場合や、サービスにつながっても障害者福祉施設従事者による障害者虐待の被虐待者となる割合が少なくない状況であり、適切な地域支援体制を急いで整備する必要がある。
- ・令和4年度の「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」に取り上げられた“広域的支援人材”は、各地の事業所が強度行動障害者を適切に受け止め対応できるよう、事業所の外部から技術的支援を行うことや、地域の支援体制について必要な提案を行う役割を果たす存在として期待されている。

### 意見

- 1 重度障害者支援加算の対象者は幅が広いことのメリットもある(たとえば、改善しても支援の手を抜かない)と承知しているが、行動障害の状態が激しい人が受け入れられずに取り残されることが無いよう、行動関連項目の点数が高い人の受け入れを行い適切に対応する事業所への評価を取り上げてほしい。(視点2 地域におけるサービス提供体制の確保に関連)
- 2 広域的支援人材に該当する「強度行動障害に関する支援経験が豊富で技術的支援を行える支援人材」は、現在は専業ではなく、事業所の業務を行いながら、依頼に対応している場合も多い。このような職員が現場を離れて求められる役割を果たすためには、派遣を依頼する側・送り出す側の事業所に対して、何らかの報酬上の手当が必要であるため、今回の改定作業において取り上げてほしい。(視点1 より質の高いサービス提供に関連)

○令和3年度障害者総合福祉推進事業事業報告書「強度行動障害児者の実態把握等に関する調査研究」(P69～P70)

・サービス等に繋がっていない人数、およびサービス等に繋がっていてもニーズが満たされていない人数については、(略)全国の市区町村への質問紙調査から、障害福祉サービス等に繋がっていない強度行動障害者(児)は1自治体当たり0.50人、障害福祉サービス等に繋がっているがニーズを満たされていない強度行動障害者(児)は1自治体当たり2.98人と算出することができた。

・サービス等に繋がっていない、およびサービス等に繋がっていてもニーズが満たされていない強度行動障害者の状況については、家族ヒアリング調査を通じて、9名の生活の具体的な状況の詳細を明らかにした。障害福祉サービス等の利用を中断した場合においては、事業所側の対応に不信感があったり、本人の行動障害が強度になったと感じたりしたことから家族側から中断した場合が複数見られたが、本人の行動を理由として事業所側から中断された場合もあった。

○令和4年度総括・分担研究報告書「強度行動障害者支援のための指導的人材養成プログラムの開発および地域支援体制の構築のための研究」(P4、P8～P9)

・都道府県、政令市、中核市等へのヒアリングにおいて、自治体強度行動障害者支援における地域支援体制構築の課題として以下の点が挙げられた。①地域の協力者の確保、②事業所内のサポート(小規模事業所ではコンサルタントを呼べる予算がない)、③財政的な基盤が弱い(専門性を持った職員、事業所への評価、報酬が必要)、④その他(分野が変わると共通言語で話ができない)

・上記②③の具体例:リーダー等の派遣は(略)無報酬での協力依頼をしている。研修への協力は片手間では難しく、勤務調整が必要であり、事業所が多忙になると協力を得にくい。

## 2. 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける質の高い家族支援の重要【詳細】

### 背景、論拠

- 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)にも、「提供すべき支援」として「家族支援」が記載してある。また、現在、「事業所内相談支援加算」が創設され、家族支援として、集団への実施も加算対象になっている。障害者の家族支援には、ペアレントメンターやペアレントプログラム、ペアレントトレーニングといったエビデンスのあるプログラムがあり、これらのプログラムの普及が必要である。
- 「事業所内相談支援加算」は、月1回の制限があるため、月に数回実施することが効果的といわれるプログラムを実施する場合、この事業所内相談支援加算は実態に合っておらず、現場においては専門的な質の高い家族支援を進めていくことが困難な状況である。

### 意見

1 上記課題に対応するためには、児童発達支援・放課後等デイサービスを実施している障害児通所支援事業等において、専門性の高い家族支援プログラムを国としてより効果的に実施できるように促進していく必要があり、ガイドラインにおいて質の高い専門的な家族支援について示していただきたい。(視点1 より質の高いサービス提供に関連)

2 事業所内相談支援加算は、現在、月1回となっており、プログラムの効果を踏まえた回数やより高い単価の加算を含めて見直しを行う必要があると考えている。(視点2 地域におけるサービス提供体制の確保に関連)

○平成26年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業報告書「市町村で実施するペアレントトレーニング」に関する調査について」 P8

#### 1 平成27年3月. 特定非営利活動法人アスペ・エルデの会

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000099419.pdf>

ペアプロの効果測定のため、合計25地域のペアプロ実施地域に調査を依頼し、保護者約150人、支援者約200人からアンケートを回収。結果、保護者では、実施前に感じていた抑うつ程度が実施後には統計的に有意に下がり、養育スタイルにおいては実施前より実施後の方が、子どもに対する肯定的な関わり・子育てを相談する傾向が有意に増え、否定的な関わり(叱責)及び育てにくさ・対応の難しさの感覚が有意に減ったことが明らかになった。自由記述においても、保護者では「行動を見る」ことで子どもへの関わりが肯定的に変化したことや、ペアワークを通して他の保護者とのつながりを作ることができた様子が示された。

以上のように、ペアレントプログラムの実施により、参加した保護者の自己肯定感や子どもの捉え方がポジティブになるなどの効果が出ている。

○令和4年度総括・分担研究報告書「地域特性に応じた発達障害児の多領域連携における支援体制整備に向けた研究」P44～84

・養育者が子どもの発達障害に気づくための支援、専門機関へつなぐ支援までは高い実施率であったが、家族に適切な情報提供を促し、子どもの障害特性を説明する関わりについては低かった。また「ペアレント・トレーニング」や「養育者(家族)への心理教育」は30%台に留まっており、専門機関に繋がった時点で、家族支援の必要性の認識が低くなっている(略)

・家族への支援は「Ⅰ事例化前段階」「Ⅱ事例化・スクリーニング段階」「Ⅲインターフェイス段階」「Ⅳ直接支援段階」のいずれの段階においても重要な支援となっている。

### 3. より質の高いサービスを提供していくための人材確保と育成【詳細】

#### 背景、論拠

・現行の障害児の福祉サービスでは、児童指導員や保育士、また専門的な支援のために作業療法士や理学療法士、心理指導職員等の配置が示されている。これらの人材育成として、保育士や社会福祉士等の国家資格の取得には、現場実習がカリキュラムに組み込まれており、障害児福祉サービスにおいても、実習生の受入れをしている。またインターンシップとして就職活動を支援する取り組みも大学から求められている。

・より専門性のある人材を確保するためにも、実習生やインターンシップの受入れは必要であるが、障害福祉サービス等の事業所においては、積極的にこうした実習生等の受入れをしてもわずかな実習費等の支払に留まり、職員体制に余裕がないところは特に業務負担の増加につながっている現状がある。

#### 意見

1 国家資格である公認心理師を含め保育士、社会福祉士等を実習指導者として配置し、実習生やインターンシップの積極的な受け入れを行っている事業所に対し、新たな加算を創設することが必要であると考えます。

2 平均賃金の上昇ならびに物価上昇を踏まえ、福祉サービスに関わる基本報酬の引き上げも検討していく必要がある。

(視点1 より質の高いサービス提供に関連 視点2 地域におけるサービス提供体制の確保に関連)



## ○【事例 アスペ・エルデの会での取り組み】

人材育成に対する取り組みについて

- ・ペアレントプログラムの実施では支援者の養成研修を兼ねて実施し、修了証を発行し、フォローアップも行っている。
- ・インターンシップの受入れを行い、障害児のアセスメントやJASPERの取り組みについても紹介する等、質の高い支援を体験的に学ぶ機会を設けている。
- ・法人内の職員においても、入職して半年でこれらのプログラムを実施できるようになっている。

## ○【事例 ある事業所での取り組み】

事業所と大学との協働による取り組みについて

- ・障害児通所事業所と公認心理師養成大学・大学院による支援者と指導教員による共同のケースカンファレンスを行っている。
- ・支援者・実習生とも参加できるカンファレンスであるため、実習による学びとともに、実際の支援者も振り返る機会となり、より質の高い支援に繋がり、人材の確保にも繋がっている。

## 4. エビデンスに基づいた支援の提供に対する評価【詳細】

### 背景、論拠

- ・ 障害者のアセスメントについては、発達障害に限らず、さまざまなアセスメントをし総合的に評価をすることで課題やニーズの把握ができ適切な支援に繋げることができる。特に、適応行動や感覚の問題の評価尺度などは国際的にもスタンダードなアセスメントとして活用され、実際に、事業所での活用により、必要な支援の提供につながっている。
- ・ 支援についても、知的障害や発達障害の児に対してJASPERなど遊びを通して適切なコミュニケーションの方法を学ぶプログラムなども実施し、本人だけでなく、家族も子どもの発達に対する不安から希望への変化も見られている。
- ・ とりわけ、自閉症スペクトラムについては応用行動分析をベースとした1対1による支援の有効性が認められている。
- ・ こうした質の高い支援を提供し続けていくためには、人材育成のできる支援手法を習得した職員の確保とその体制づくりが必要であるが、事業所においてはこれらの取り組みを進めていくことに対して運営上の負担が大きい。

### 意見

- 1 上記課題に対応するためには、質の高い支援サービスについて国として示すとともに、それらの支援をすることに対する運営上の要件として、人員配置基準を5:1から4:1にすると同時に報酬単価の引き上げ等が必要である。
- 2 エビデンスに基づいた支援手法を習得した経験豊富な職員の確保のための十分な加算の創設も必要である。(視点1 より質の高いサービス提供に関連)

## ○人員配置基準について

JASPERなど、個別の効果のある専門性の高い支援を実施するとすると、一人の職員が一人の子どもに付くことになるため一人の職員が見れる人数を減らし、職員を手厚くすることが必要となる。

## ○2016年厚労科研 One-year outcomes of low-intensity behavioral interventions among Japanese preschoolers with autism spectrum disorders: Community-based study「自閉症の子どものABA療育の有効性の調査」

<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S1750946720300465>

## ○令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究 ー放課後等デイサービスの在り方ー 事業報告書」(p153～154) 令和3年3月 PwCコンサルティング合同会社

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000797294.pdf>

## ○【事例】 質の高いサービスを提供するために

・ 職員の応用行動分析(ABA)に関する理解と技術を向上させることが課題である。そのために二か月に一度、つみきの会の代表を講師とする職員研修を実施している。また関連会社NOTIAのスーパーバイザーが週に一日以上、事業所を訪問し、職員への指導を実施している。その結果、利用者の評価が高く、地元の相談員からも、よく紹介していただけるようになった。

## 5. 支援の質に対する外部による評価の仕組み【詳細】

### 背景、論拠

- ・障害児福祉サービスは支援の質に関わらず増加してきており、支援の質を評価し、その評価に基づき各事業所の創意工夫が反映される報酬形態でなければならない。
- ・現在はエビデンスに基づいた質の高い支援の提供に対する評価がされることを求められる。

### 意見

- 1 そのために、事業者からも利用者からも有用、有益であると評価され、実施のプロセスも現実的であることが示されている外部評価の導入をすべきである。外部評価\*においては、障害福祉サービス等の事業所での望ましい発達支援について整理し、その支援の質を外部による評価と評価結果に対するサポートができること、支援の内容やその評価を利用者（保護者や利用児）が把握できるようにして自分にあった事業所が選択できる仕組みの導入が必要である。（視点3 持続可能な制度としていくための対応）
- 2 外部評価を受けるためのコストもかかるため、そのための補助のしくみも必要である。（視点4 業務の負担軽減）

\*外部評価とは、2017年度から19年度にかけての3年間の厚生労働科学研究<sup>1,2,3)</sup>で開発した障害児支援機関を評価するシステムであり、ここでは固有名詞として「外部評価」を意味する。既存の第三者評価とは異なる方法である。目的は単なる評価ではなく、事業者・保護者・利用者と協働して支援の質を向上させること、各事業所で行われている支援の内容を保護者・利用者にわかりやすく提示し、事業所選択の情報を提供させることなどである。適切に保護者に情報を提供することで質の低い事業所から質の高い事業所へのシフトが生じ無駄な費用の削減にも効果が期待される。

1) 令和元年度 厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究 事業(身体・知的・感覚器等障害分野)

課題番号 19GC1003

障害児支援のサービスの質の向上のための外部評価の実施とその検証のための研究

研究代表者:内山登紀夫

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/27932>

障害児支援事業所の外部評価の妥当性(事業所対象アンケート):外部評価外部評価実施後、58事業所にWebアンケートを実施した結果、受審について評価は高く自己評価を実施も満足感を得ていた。専門家助言によりサービスの質を改善できるとの意見が多く、障害児支援サービスの質の向上につながると示唆された。

障害児支援事業所の外部評価の妥当性(評価者対象アンケート):評価者からみた評価者養成講座および外部評価に関して検討した結果、考案された一連の外部評価モデルが、8事業所と利用者の双方にとって有用、有益であり、実施のプロセスも現実的であることが示された。

2) 平成30年度 厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野)

課題番号:H29-身体・知的-一般-002

障害児支援のサービスの質を向上させるための第三者評価方法の開発に関する研究

研究代表者:内山登紀夫

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/27266>

3) 平成29年度 障害児支援のサービスの質を向上させるための第三者評価方法の開発に関する研究

課題番号:H29-身体・知的-一般-002

研究代表者:内山 登紀夫

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/26677>

## 6. ICTを活用した支援への評価【詳細】

### 背景、論拠

- ・成人の障害者に自身の生活の評価をICTツールによってチェックをしてもらっている。そうすることで、自分の生活のセルフモニタリングができ、生活習慣の改善(定期的な部屋の掃除、運動等)につながっている。また、余暇活動においてもICTを活用することで、仲間を募って楽しみを共有しており、有意義な休日を過ごすことが増えている。スタッフもオンライン上で彼らの生活の様子を適宜確認することができるようになっている。
- ・発達障害者の場合、グループホームや一人暮らしにおいて、常に支援者がいなくてもよいが、不定期ではあるが支援が必要な時がある。
- ・ICTの活用による業務の効率化や支援の効果が考えられるが、そのICTを使用するための環境が整備されていない事業所が少なく、導入にかかるコスト、職員にICTへの抵抗感、不慣れなことによる等、ICTの活用が進まないことが課題になっている。

### 意見

- 1 ICTの導入や維持に対する費用に対する補助が必要である。
- 2 ICTを活用できる職員を増やすための研修等の事業を国として整備する必要がある。
- 3 地域支援を行う事業等においては、ICTを活用した利用者支援を実施する場合の支援要件の緩和とICTの活用に対する評価をすることが必要である。(視点1 より質の高いサービス提供に関連、視点 4 業務の負担軽減)

## ○【事例】 ICTの活用について

- ・ 障害者自身が生活スキル等を自己評価するアプリを開発し、実際に本人たちに活用してもらっている。アプリは本人評価だけでなく、親や支援者も他者評価できるようになっており、本人の意向も確認しながら、生活の評価を実施している。ICTなので、適宜オンライン上で生活状況を確認できることや、チャット機能で相談もできるようになっているので、メンタルヘルスや仕事に関すること等にも早く対応できる。本人たちは、ICTを活用し、生活の改善が見られたり、仲間と休日を対面、オンライン両方で過ごす機会も増えている。
- ・ ICTの活用により、障害者の普段の暮らしの中でスタッフが訪問し対面でのサポートをしなくても、必要な情報を収集でき、遠隔で適切なアドバイスができたり、本人からの訴えがなくても、課題やニーズが把握できるため、生活上の問題等を未然に防ぐこともできるため、移動にかかる時間や状況の把握のための時間等の負担の軽減にもつながっている。

○国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）研究開発プロジェクト  
平成29年度採択 辻  
井正次 「アプリを活用した発達障害青年成人の生活支援モデルの確立」  
[https://www.jst.go.jp/ristex/pp/project/h29\\_2.html](https://www.jst.go.jp/ristex/pp/project/h29_2.html)

## 7. その他：専門職配置の評価等【詳細】

### 要望・意見

#### 1 自立訓練へのリハビリテーション専門職配置評価

①生活訓練にリハビリテーション専門職を配置した場合の加算を設けてほしい。

②機能訓練の人員配置に言語聴覚士を追加してほしい。

#### 2 障害児通所支援の施設基準にリハビリテーション専門職の職名記載をしてほしい。

#### 3 リハビリテーション専門職等、国家資格有資格者が児童発達支援管理責任者となる場合、報酬上の評価を検討してほしい。

#### 4 令和6年に創設が検討されている「就労選択支援(仮称)」において、就労アセスメントを行う職種の一つとして、作業療法士の配置を要望。

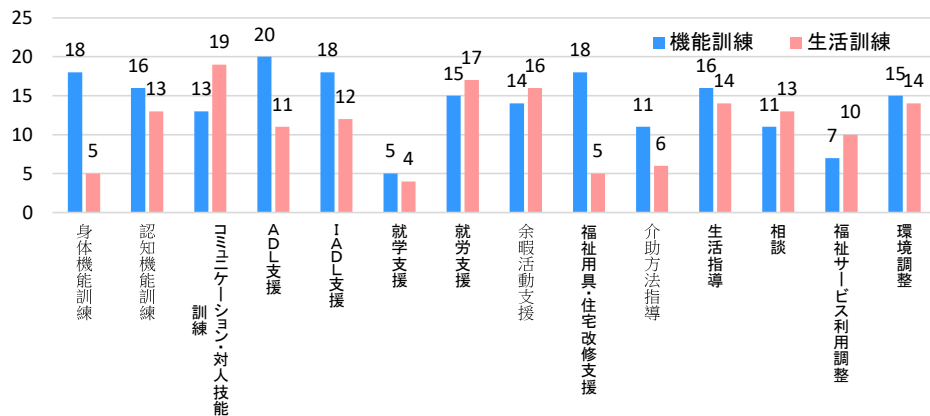
#### 5 サービス管理責任者、児童発達管理責任者及び相談支援専門員の実務経験要件の国家資格保有者について、国家資格として公認心理師を追加してほしい。



## 1 自立訓練へのリハビリテーション専門職配置評価

- ・自立訓練のうち、「機能訓練」には理学療法士または作業療法士の配置が人員基準として明記されているが、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う「生活訓練」にはリハビリテーション専門職の人員配置基準がない。
- ・平成30年度報酬改定において、機能訓練は身体障害者、生活訓練は知的障害者・精神障害者に利用を限定していた取扱いが見直され障害の区別なく利用可能となっており、生活訓練においても身体障害者が一定数利用しており、基本的動作能力に働きかける理学療法士、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図る言語聴覚士の支援を要する対象者も利用している。また、「生活訓練」の対象者は、入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者、と挙げられているように、対象者の生活機能を維持・向上させ、活動と参加に働きかける作業療法の機能と合致する。

作業療法士が自立訓練で行う支援の内容(複数回答)



(機能訓練 n=24 生活訓練 n=23)

日本作業療法士協会 障害福祉領域における作業療法(士)の実態調査(2022年度)

【分類】	【分類】	【用語】	【内容】
生活訓練	精神障害者	事例	活動・社会参加の場の拡大
<p>生活のしづかさ可視化することで、趣味活動の再開や生活範囲の拡大につながった事例</p>			
【年齢・性別】	40代前半 男性	【障害名】	軽度精神発達遅滞
【所属機関】	障害者支援センター	【支援内容】	作業療法
<p>【金銭】                      中等の（特別支援学校）卒業後、就労やトレーニング等で20代まで働けるも同僚関係のストレスにより退職。その後よりイライラ感が増加し、2年間の休職期間。以後退院しながらデイケア（以下「DC」）に通院する。3～5年に発覚するまでA施設入所。5年にB施設に入所。10年に退院に成功することができた。</p> <p>【希望】                      「本人」いざれ歳もたい、グループホームに行きたい。（家族）出ていけることを望んでほしい。</p> <p>【評価】                      作業療法士の関与を促すために実施した面接では積極的表現の理解が難しくかったため、作業療法士の関与に関するスクリーニングツール（以下「STOD」）を用いて、作業療法士関与を評価した。合計15/21点（作業療法士20/21点、作業療法士11/11点、作業療法士4/10点）であり、特に作業療法士（希望している）に期待を届けていない」と強く望んでいた。面接終了後であった。作業療法士の対応として、STODマニュアルを参考に意思決定支援シート（ADDC）のpaper版を準備し、面接のあるものとして「紙上」に「紙書」を提示した。紙書は標準のためであり、評価は特に「本人」の希望が満たされていることが確認できた。結果としてDCに再度行きたい意向が望まれた。</p> <p>【目標】                      DCに一人で通えるようになる。近くのお店まで好きなものを買えるようになる。散歩に行く習慣をつける。</p> <p>【対策】                      ①生活訓練→DCの処方依頼し、DCまでの道を覚える練習を行う。また、デイケアに面接があるものについて申し送りを行う。②退院の本意までの道を覚える練習をする。③週1回DCと面接の散歩を行う。</p> <p>【介入・経過】                      デイケアは週2回の通所となり、面接準備を覚える練習を行うと実施しに行くようになった。デイケアでは準備を覚え、お茶会にも参加するようになった。面接は、プロダクト以外で質問に答えられるようになり、数分も経過後に笑顔し、「楽しい」と話した。時々自らお茶会を買いに出すようになった。</p> <p>【結果・まとめ】                      STOD：合計15/21点（作業療法士20/21点、作業療法士11/11点、作業療法士4/10点）達成率17.6%であった。目標は「DC」に参加し、施設内で作業を覚えながら生活できるようになった。</p>			
<p>※本表は匿名化された上で、掲載されている事例を掲載している。</p>			

報告者：大塚裕之「障がい者支援センター「てらび」」

## 2. 障害児通所支援の施設基準にリハビリテーション専門職の職名記載

・リハビリテーション専門職は障害児通所施設の人員配置の対象職種に含まれていない。現状、リハビリテーション専門職は経験年数3年目から児童指導員として施設基準にカウントすることができるが、1、2年目からその専門性は活かされにくく、人材確保や育成が進まない。

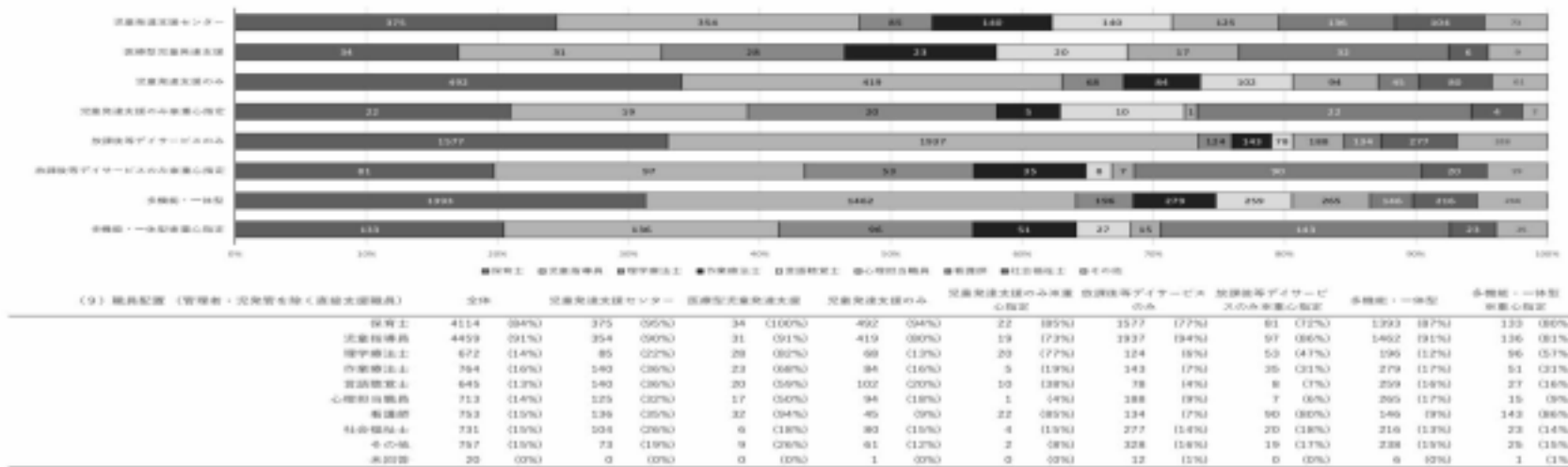


## 3. 専門職が児童発達支援管理責任者を担う場合の評価

・専門的支援加算の対象職種である理学療法士・作業療法士・言語聴覚士(リハビリテーション専門職)が、児童発達支援管理責任者になった場合、事業者は専門的支援加算を算定できなくなり事業収入が減額するため、リハビリテーション専門職が児童発達支援管理責任者になる機会の阻害が危惧される。リハビリテーション専門職は発達支援のコーディネート、提供するサービスの質の向上に寄与できることから、その人材活用を阻害されることのないよう、リハビリテーション専門職をはじめとした国家資格有資格者が児童発達支援管理責任者となる場合に、現行の児童発達支援管理責任者よりも上位の報酬設定を検討いただきたい。

一般社団法人全国児童発達支援協議会・厚生労働省 令和4年度 障害者総合福祉推進事業 指定課題 22「障害児通所支援における支援の質の評価に係る調査研究」報告書

(9) 職員配置 (管理者・児発管を除く直接支援職員)



**4. 就労選択支援(仮称)の就労アセスメントを行う職種 資料なし****5. サービス管理責任者、児童発達管理責任者及び相談支援専門員の実務経験要件の国家資格保有者について、国家資格として公認心理師を追加**

公認心理師は、2015年 公認心理師法成立し、2018年 第1回公認心理師試験実施され、2019年 公認心理師の誕生。現在7万2000人が合格している。

公認心理師は、心理学の専門性に基づいて、支援を求める方々の心に寄り添いながら、心理学的な視点から心情の理解に努め、解決のための糸口を一緒に考える。また、家族や周囲の関係者・支援者とも必要に応じて連携し、その人らしい生き方や安心のできる生活への歩みを支援する。

主な活動は、心理的アセスメント、心理支援、関係者への支援、心の健康教育・情報提供。

活動分野は、保健医療30.2%、福祉21.3%、教育28.9%、司法・犯罪3.8%、産業・労働6%、その他8.6%